

第 237 回社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り開催） の概要について

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

社会保障審議会介護給付費分科会会長

田辺 国昭

第 237 回社会保障審議会介護給付費分科会における議題「介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額（居住費）について（報告）」について、本委員会委員からは以下の意見があった。

（委員からのご意見）

委員名（敬称略）	ご意見
石田 路子	<p>今回、介護報酬に関しては +1.59% というプラス改定になりました。また、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うことになり、介護職へのさらなる処遇改善には期待したいと考えます。</p> <p>ただ、今回の処遇改善に関する状況について、実際の介護現場からの声を聞き取る現状調査をする必要があるのではないかと考えます。何故なら、ここ数年にわたって報酬はプラス改定が続いておりますが、実際には介護から他領域への転職も増えております。現在の介護現場で、何が求められているのか、改めて把握する必要性を感じております（これまでの調査で「職場を辞める理由の第 1 位は人間関係」と聞いておりますが、もう少し詳細に、違う角度からの実態調査をする必要があるのではと思っております）。</p> <p>また、今回決定された多床室の室料負担、さらに基準費用額（居住費）の引き上げに関して、このことを理由にこれまでのサービスを継続して受けられなくなってしまうケースがどのくらい生じるのかについては、知りたいところです。</p>

伊藤 悦郎	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の介護報酬の改定率が、大臣折衝で1.59%のプラス改定となったことについては、近年としては高い水準であり、誠に遺憾である。介護の第2号保険料を負担する現役世代としてはさらなる負担増となり、健保組合としては、非常に厳しい結果と言わざるを得ない。 ・介護職員の処遇改善の3年目の対応に関しては、令和8年度予算編成過程で検討することとされた。その検討にあたっては、賃金の改善状況などの検証項目に対して、効果検証を着実に実施したうえで、処遇改善の在り方を検討していくべきである。 ・また、多床室の室料負担について、引き続き、在宅と施設の公平性の観点から、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを検討いただきたい。 ・これまでも繰り返し申し上げてきたが、支え手である現役世代の負担が限界に達している中、「制度の安定性・持続可能性の確保」に重点を置いた取組や見直しを図らなければ、いずれ制度自体が破綻してしまうことになる。 ・今後の検討にあたっては、できる限り利用者負担や保険料負担の増加を抑えることを念頭に、給付と負担のあり方や介護給付費の適正化、介護現場の生産性向上、財政中立を基本としたメリハリのある介護報酬改定等について検討を進め、実施可能なものについては、次期改定を待つことなく、早急に取り組むべきである。
稲葉 雅之	特に意見はございません。
江澤 和彦	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定率について まずは、財源確保の厳しい中、プラス改定となりましたことに感謝申し上げます。 一方で、介護事業所の健全経営や介護従事者の適切な処遇改善の担保、或いは、他産業への介護従事者の流出を防止するためには、さらなる介護報酬の増額が不可欠であり、引き続きの支援を宜しくお願いしたいと思います。 また、「改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果」により一定相当の改定が見込まれる

	<p>記載につきましては、未知数の要素であり、今後検証すべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多床室の室料負担について <p>多床室の室料負担の導入に関しては、国民の理解が得られないものと一貫して反対してきており極めて残念な結果と受け止めています。</p> <p>今後につきましては、施設の現場において、利用者、御家族、職員にどのような支障となる課題があるのか詳細な調査を実施し、導入前の対策を講じると共に、導入後の利用控え、やむを得ない退所に至った事例の有無等の実態把握による懇切丁寧な対応を要望致します。</p>
及川 ゆりこ	特に意見はございません。
大石 賢吾	特に意見はございません。
荻野 構一	<p>資料1の介護報酬改定率について、12月20日の大臣折衝により、介護職員の処遇改善は令和6年6月施行であることが示されている。</p> <p>しかし、令和6年度介護報酬改定の全体的な施行時期については、第236回介護給付費分科会において、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの医療と密接する4サービスは6月施行とし、その他のサービスについては4月施行の方針を進める旨、口頭により説明されたが、最終的な決定内容は未だ示されていない。</p> <p>本会としては正確な情報を現場に周知することもできず、現場においても対応準備等への不安が生じている。具体的な施行時期について、速やかに明示していただきたい。</p>
奥塚 正典	特に意見はございません。
長内 繁樹	特に意見はございません。
鎌田 松代	<p>1. 介護報酬改定率について</p> <p>介護人材確保に有効に使われることを期待し賛成します。介護保険サービス利用者の多くは年金生活者です。年金の減額に加え物価高騰という苦しい財布事情です。しかし安心して介護のある暮らしを継続できる</p>

	<p>ことを願い、介護職員給与がアップする今回の介護報酬改定率に賛同します。</p> <p>2. 多床室室料負担について</p> <p>分科会での意見を踏まえ所得に応じた負担軽減であることは理解しました。実態とそぐわない負担軽減でもあります。</p> <p>しかし老健や介護医療院の多床室について補足給付で第1段階から第3段階までは補足給付により負担を増大させないとのことですが、老健等においては原則、特別養護老人ホームのように住民票を移すことはほとんどしないので、世帯に課税されている家族等がいる場合が多く、特養入所者と違い大半が第4段階になります。したがって生活の場でもないにもかかわらず室料を徴収され実質負担増となる割合は多くなります。またこのように狭く、施設機能が生活施設としての基準ではないところに室料負担することは容認できません。</p> <p>3. 基準費用額（居住費）について</p> <p>光熱水費の高騰による一時的な負担は致し方ないと賛成します。</p> <p>この負担額は高騰前の光熱水費価格に戻った場合は、引き上げられた負担額の支払いはなくなる措置と判断してよいのでしょうか。</p>
<p>小林 司</p>	<p>利用者が安心・安全で質の高い介護サービスを受けられることができ、地域で切れ目のない提供体制の構築に資する改定とする必要があります。</p> <p>資料1ページ目の内訳に記載されている「介護職員の処遇改善分」については、確実に月例賃金の引き上げに活用されるよう、その徹底が不可欠です。同時に、介護で働く労働者すべてに賃金引き上げが行き渡るようにする必要があります。</p> <p>また、「大臣折衝事項」には、「今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する」と記載されています。処遇改善をこれで終わりとせず、</p>

	<p>継続的に、さらなる処遇改善を進めていくよう要望いたします。</p> <p>多床室の室料負担については、生活の場としての機能を果たしているのかどうかをよくみていくとともに、在宅では困難な医療的対応ができる生活施設としての環境確保の徹底が求められます。「大臣折衝事項」に記載の「各施設の機能や利用実態等を踏まえ」という点が重要ですので、引き続き慎重な検討と影響の検証が必要と考えます。</p>
<p>酒向 里枝</p>	<p>1. 介護報酬改定率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今回の介護報酬改定は、介護現場で働く方々の処遇改善を主眼においたものと受け止めている。 ➢ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設にあたり、従事者の処遇改善に充当されているか、また、新たな職場環境等要件に基づいて、職場環境の改善が進められているか等、引き続きしっかりと検証いただきたい。 <p>2. 人口構成の変化を踏まえた改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後、わが国において高齢者人口が一段と増加し、生産年齢人口が急減する。介護保険制度の持続可能性の確保を図る視点から、サービス提供体制、給付と負担のあり方、いずれについても、不断の改革が求められる。 ➢ 全世代型社会保障構築会議で取りまとめられた「改革工程」には、介護分野についても数多く検討課題が取り上げられている。着実な実施に向けて、早期に議論を開始すべきである。
<p>田中 志子</p>	<p>介護報酬については、介護職員、介護職員以外の処遇並びに賃上げに資する部分に大いにご配慮をいただき心からお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>次に今回の介護医療院、介護老人保健施設の一部に多床室料金負担についての議論は、大変突然であり尚且つ性急な議論を求められました。このことについて強く遺憾の念をお伝えしたいと思います。このことは、到底、国民の皆様理解を得られると考えられませんか、過去</p>

に示されたように住民票は自宅にあることが調査からも明らかで、ホテルコストが二重負担になる状況です。さらには介護医療院でも、亡くなる方の割合は、約半数にしかありません。ご指摘の種類の老健であっても3割の方は死亡以外の転機を辿っております。

繰り返しの主張になりますが、ご利用者の立場を考えて、多床室で室料をご負担いただくには、カーテンや仕切り家具で区切られただけの空間で、特養の多床室とは異なり、わずか8平米という狭い面積の空間であり部屋とみなせるものではなく、倫理的にも室料としてご負担してもらうにはふさわしくない生活環境です。現状から何らサービスが変わらない状況の中で、どのように説明をしたら室料負担増をご利用者やご家族にご納得していただけるのか全く想像もつきません。国はどう説明させるおつもりなのかと不思議でなりません。もっと精緻な調査を行い、しっかりと話し合いをし、パブコメを含めて広く国民の意見も聞くべきだったと今でも考えています。

これからでも介護医療院と同様に、室料負担を求める以上老健の多床室の仕切り家具導入について補助金で環境を整えるなどの配慮を求めます。

もともと特養は、措置の時代から「終のすみか」として住まいの役割を担っています。このことで平成27年度に室料の議論が進められた違いと経緯をこの分科会でも共有するべきであったのではないかと考えます。

また、ご指摘のように看取りの場でもありますが、老健も介護医療院も設備要件に調剤所をはじめ医療設備を求めており、実際に喀痰吸引やインスリン注射などの医療行為が常態的に行われ、加えて老健の施設長は医師であり、当然介護医療院にも常に医師がおります。言うなれば生活の場であるとともに紛れもない医療の場です。実際に、これら医療行為が伴うことで、特養はじめ他の施設へ退所できない利用者の介護保険を伴った医療の最後の砦でもあり、良質な慢性期医療がなければ日本の医療が成り立たないという当会の理念においても到底受け入れ難いことは重ねて申し上げたいです。

	<p>これらの重要な幾つもの理由から生活の場として室料を取ることは引き続き強く抗議すると同時に、これまでの経年の審議会での意見を踏まえているものとは言えないことから、審議会での論点や、意見の整理の際に審議事項の歴史的背景や、決定プロセスについても丁寧な説明をこれからも実施して下さるようお願いを申し上げます。</p>
<p>田辺 国昭</p>	<p>特に意見はございません。</p>
<p>田母神 裕美</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬改定率について 厳しい財政状況下、介護報酬改定についてプラス改定が確保されたことについて、感謝申し上げます。 2040年に向け、介護保険サービスの需要は増加の一途をたどると予測されており、特に医療と介護の複合的なニーズを有する中重度者について、本人が望む場所での療養を支えるために、介護保険サービスに従事する看護職員の役割が重要になります。介護保険サービス、訪問看護サービスの安定的な提供に向け看護職員の確保・定着は喫緊の課題であります。介護保険サービスに従事する看護職員の給与は、病院勤務の看護職員の給与と比較すると低い状況があり、その処遇は十分とは言えません。 今般の改定率+1.59%のうち、+0.61%については「賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準」として見込まれておりますが、介護保険サービスに従事する看護職員の処遇改善、特に、現行の処遇改善加算の対象外である訪問看護職員の処遇改善に着実につながる改定となるよう、配慮をお願いいたします。
<p>鳥潟 美夏子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現役世代の社会保険料負担の水準は、特に中小企業及びその従業員にとって、現在の経済環境下では限界に達しており、介護サービスの品質向上を図りつつ介護保険制度の持続可能性を高めていくため、世代間・制度間・制度内での給付と負担のバランスを見直すことが急務である。 ・ その観点から、多床室の室料負担について、介護老人福祉施設以外の2施設の生活環境や利用実態などを踏まえ、室料負担を求める見直しを行っていただいたことは、大きな一歩であると考えます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の中で介護保険制度の質の向上と安定性の確保の双方を実現していくことが可能となるよう、今回の見直しの効果検証も含め、引き続き、不断の検討を進めていただきたい。
野村 圭介	特に意見はございません。
濱田 和則	特に意見はございません。
東 憲太郎	特に意見はございません。
古谷 忠之	<p>令和6年度の介護報酬のプラス改定、基準費用額のうち居住費について光熱水費の高騰分を考慮し引き上げて頂いたことに感謝いたします。</p> <p>足下の物価高騰により事業所の経営が大変厳しい状況です。物価や賃金の動向を注視して頂き、職員処遇改善、基準費用額を含め介護報酬について期中であっても必要な対応を重ねてお願いいたします。</p>
堀田 聰子	特に意見はございません。
正立 斉	<p>「多床室の室料負担」については、予算編成過程の検討において、第1号被保険者、利用者、当該サービス施設を代表する委員など、多数の委員が「反対」であったという当分科会の意見が反映されず、介護医療院及び介護老人保健施設の一部の類型に導入されることになったことは、誠に遺憾です。</p> <p>今後、室料負担の導入（令和7年8月）後の利用者等への影響について、しっかりと検証していただくことを要望いたします。</p>
松田 晋哉	特に意見はございません。
米本 正明	特に意見はございません。